

# 中小企業イメージアップ 推進事業補助金

町内中小企業の皆さまのイメージアップに繋がる  
取り組みを応援します！！



## 対象者

- ・町内に店舗又は事業所を有し、事業を行うもの（大企業は除く）
- ・補助金交付は、1事業者1回限り

## 対象経費

- ・ホームページ作成に係る経費（※）
  - ・PR動画作成に係る経費（※）
  - ・パンフレット、カタログ作成に係る経費
  - ・会社のロゴ、デザイン作成に係る経費
  - ・求人サイト掲載に係る経費（正規職員の募集を含むこと）
- （※ インターネット上に掲載するものであること）

## 補助金額

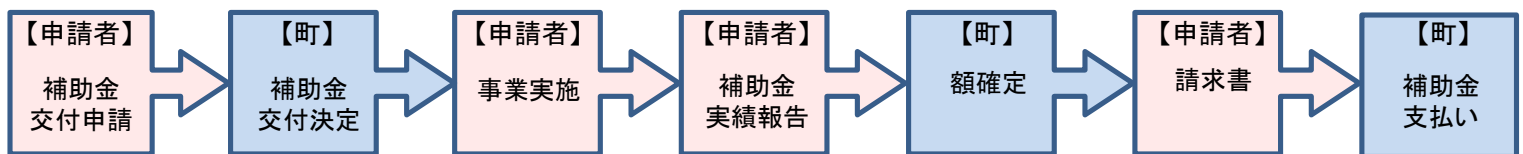
対象経費の1/2（上限10万円）

※ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

## 申請時期

令和6年4月1日～9月30日※事業完了R7.2月末

## 事業の流れ



※実績報告書は、事業完了後20日以内に町へ提出

- ※申請書は、商工会での（交付要綱第3条第1項に規定する事業者）確認が必要です。
- ※交付決定を受けた日以降に事業を実施して下さい。交付決定日までに事業を実施した場合、補助対象外となります。
- ※事業は年度内に完了して下さい。

## お問い合わせ

琴浦町商工観光課

〒689-2392 琴浦町徳万591-2

TEL(0858)52-1713

FAX(0858)52-1714

# 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金交付要領

## 【補助対象事業者】

- ・ 町内に店舗又は事業所を有し、事業を行うもの。  
ただし、大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以上の企業及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2第1項第1号に規定する一般被保険者の数が300人以上である企業)は除く。
- ・ 町税を納期限までに完納していること。
- ・ しごとプラザ琴浦に求人登録していること。

## 【補助事業・補助対象経費】

補助事業	補助対象経費
(1) ホームページ作成事業	■外部委託する場合 ・ 委託料
(2) PR動画作成事業	■自社で行う場合 ・ ソフトウェア購入費用
(3) パンフレット又はカタログ作成事業	・ 撮影機材レンタル料 ・ 作成に必要な消耗品等
(4) 会社のロゴ又はデザイン作成事業	※補助対象外経費 ・ 飲食費 ・ 通信経費等のランニングコスト ・ パソコン、デジタルカメラ等ハードウェア購入費
(5) 求人サイト掲載事業	■掲載は正規職員の求人を含む

## 【交付申請】

- ・ 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・ 事業計画及び収支予算書(様式第2号)
- ・ 補助事業の内容が分かる書類
- ・ 補助事業に係る費用、経費等が確認できるもの
- ・ 制作状況が分かるもの(変更の場合)

## 【実績報告】

- ・ 琴浦町中小企業イメージアップ推進事業補助金実績報告書(様式第6号)
- ・ 事業報告及び収支決算書(様式第2号)
- ・ 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
- ・ 成果品(制作したものが分かる写真、画像等)

- ※ 同様の趣旨で交付される国・県その他公共的団体の補助金の交付を受ける場合は、補助対象外。
- ※ 琴浦町中小企業・小規模企業振興基本条例(平成31年琴浦町条例第12号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあつては、町内事業者への発注に努めていただくこと。
- ※ 事業の詳細は、ホームページに掲載している補助金交付要綱でご確認ください。



詳しくはこちら